

農林水産省

北海道農政事務所

〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル

TEL (011)330-8800

URL <https://www.maff.go.jp/hokkaido/>

(設置根拠)

北海道農政事務所 農林水産省設置法第17条、農林水産省組織令第93条

(所掌事務)

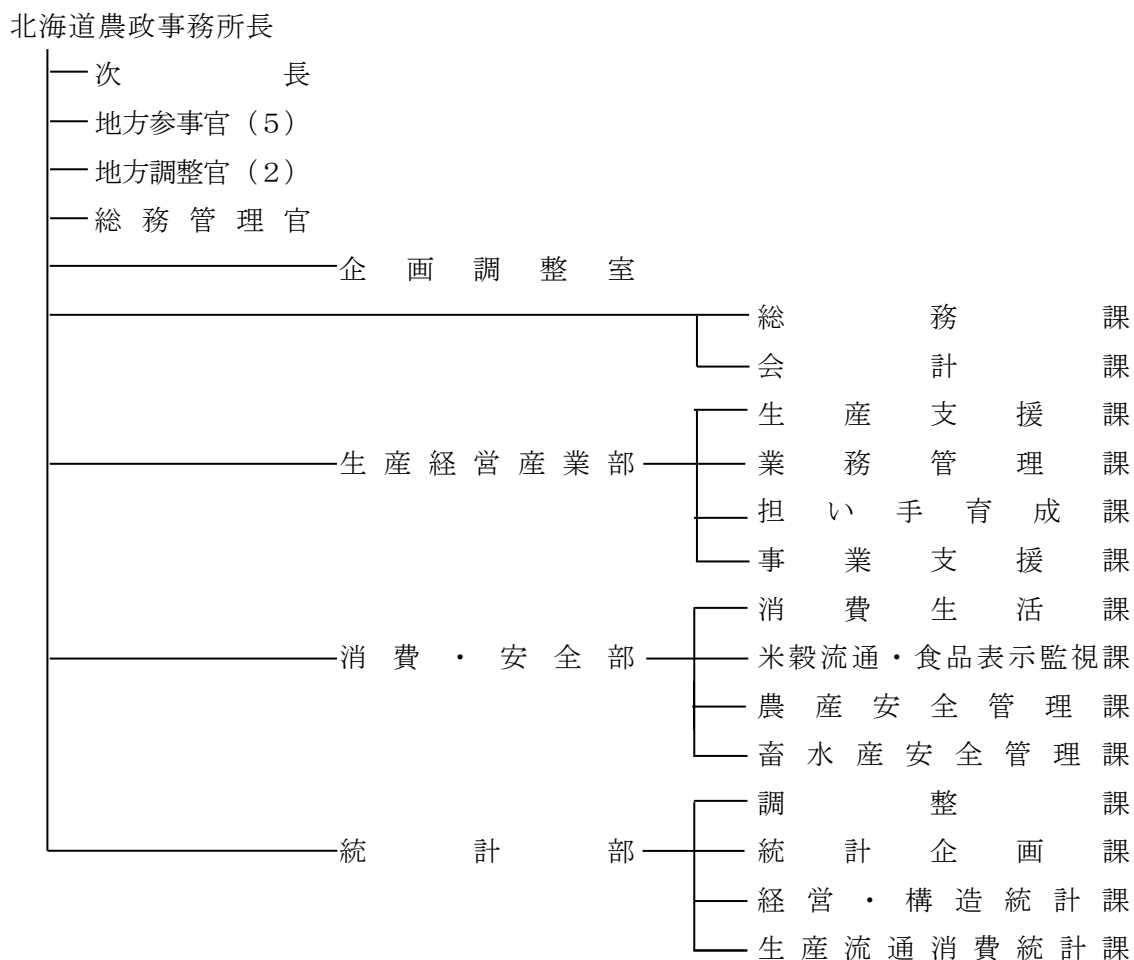
北海道農政事務所

- (1) 農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- (2) 日本農林規格並びに食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第6項に規定する食品表示基準(酒類に係るものを除く。)及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること(これらの基準の策定に関するものを除く。)
- (3) 飲食料品(酒類を除く。)及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- (4) 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (5) 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること。
- (6) 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。(輸出に係るものに限る。)
- (7) 農畜産物(蚕糸を含む。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- (8) 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること(食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。)
- (9) 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。
- (10) 農業経営の改善及び安定に関すること。
- (11) 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。
- (12) 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること(納付金の徴収に係るものに限る。)
- (13) 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。
- (14) 農産物検査法(昭和26年法律第144号)の規定による農産物の検査に関すること。
- (15) 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。
- (16) 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (17) 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。
- (18) 上記に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき農林水産省に属させられた事務。

(管轄区域)

北海道

(組 織)



(情報公開・個人情報保護窓口)

情報公開窓口、個人情報保護窓口

北海道農政事務所総務課 TEL (011)330-8803

<窓口取扱時間>

9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0、1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(相談・案内窓口)

- ・ 行政相談窓口、消費税の転嫁対策等相談窓口
北海道農政事務所企画調整室 TEL (011)330-8801
- ・ 文書閲覧窓口
北海道農政事務所総務課 TEL (011)330-8803
- ・ 政府調達相談窓口、官公需相談窓口、事業費等の支払窓口
北海道農政事務所会計課 TEL (011)330-8806
- ・ 米政策に関する相談窓口、環境保全型農業直接支払交付金相談窓口、農畜産物の生産に関する相談窓口
北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 TEL (011)330-8807

- ・米穀取扱事業者の届出に関する相談窓口、農産物検査証明に関する申出窓口、米麦の輸出入の届出・輸入納付金相談窓口
北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課 TEL (011)330-8808
- ・経営所得安定対策受付相談窓口、人・農地等相談窓口
北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 TEL (011)330-8809
- ・6次産業化の推進に関する総合相談窓口、知的財産総合窓口、農林水産物・食品の輸出相談窓口、輸出証明申請窓口、地産地消相談窓口、再生可能エネルギー・バイオマス相談窓口、地理的表示等の不正表示通報窓口、食品企業行動・食品産業環境対策窓口
北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課 TEL (011)330-8810
- ・公益通報受付窓口、消費者相談窓口、食育相談窓口
北海道農政事務所消費・安全部消費生活課 TEL (011)330-8812
- ・食品表示110番
北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課 TEL (011)338-8811
- ・加工食品の原料原産地表示に関する相談窓口
北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課 TEL (011)330-8825
- ・米穀流通監視相談窓口
北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課 TEL (011)330-8814
- ・登録肥料の更新申請窓口、農薬使用計画書提出窓口
北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課 TEL (011)330-8815
- ・ペットフード安全法に関する相談窓口、動物用医療機器修理業の許可申請等に関する相談窓口
北海道農政事務所消費・安全部畜水産安全管理課 TEL (011)330-8816
- ・農林水産統計照会窓口
北海道農政事務所統計部統計企画課 TEL (011)330-8818

〈窓口取扱時間〉

8：30～17：15

(電子申請制度窓口)

該当なし

(モニター制度窓口)

該当なし

農林水産省

(横浜植物防疫所) URL <http://www.maff.go.jp/pps/>

札幌支所

〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

TEL (011)852-1808 FAX (011)853-9671

(下部機関)

- 釧路出張所 〒085-0022 釧路市南浜町5-9 (釧路港湾合同庁舎)
TEL (0154)22-4291 FAX (0154)22-4291
- 小樽出張所 〒047-0007 小樽市港町5-2 (小樽地方合同庁舎)
TEL (0134)23-4166 FAX (0134)23-4166
- 室蘭・苫小牧出張所 〒053-0004 苫小牧市港町1-6-15 (苫小牧港湾合同庁舎)
TEL (0144)33-2913 FAX (0144)33-2914
- 函館出張所 〒040-0061 函館市海岸町24-4 (函館港湾合同庁舎)
TEL (0138)42-6671 FAX (0138)42-6671
- 新千歳空港出張所 〒066-0012 千歳市美々 (新千歳空港国際線ターミナルビル)
TEL (0123)24-6154 FAX (0123)24-6158

(設置根拠)

農林水産省設置法第9条第2項、農林水産省組織規則第65条及び第97条

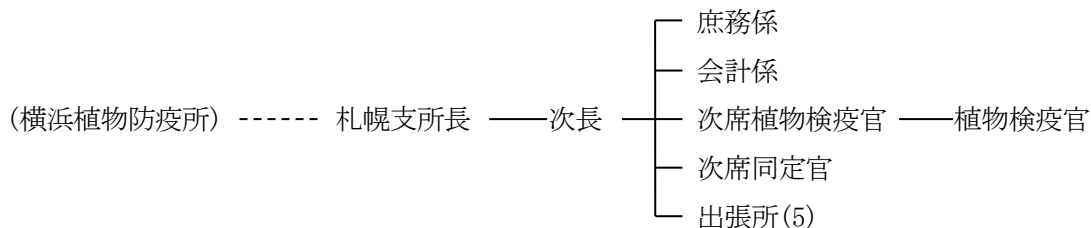
(所掌事務)

輸入植物及び輸入病菌害虫の検査及び取締り、隔離植物、輸出植物、指定種苗及び国内移動が制限され、又は禁止された植物等の検査及び取締り、植物の病菌害虫の同定

(管轄区域)

北海道

(組 織)



(情報公開・個人情報保護窓口)

横浜植物防疫所総務部庶務課

TEL (045)211-7150 FAX (045)201-2360

<窓口取扱時間>

9:00~17:00

(相談・案内窓口)

札幌支所 TEL (011)852-1808

〈窓口取扱時間〉

8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

(電子申請制度窓口)

該当なし

(モニター制度窓口)

該当なし

農林水産省

(動物検疫所) URL <https://www.maff.go.jp/aqs>

北海道・東北支所

〒066-0012 千歳市美々 新千歳空港国際ターミナルビル

庶務課 TEL (0123)24-7011 FAX(0123)24-6421

検疫課 TEL (0123)24-6080 FAX(0123)24-6091

(下部機関)

胆振分室 〒059-1743 勇払郡厚真町字共和17

(動物けい留施設) TEL (0145)28-3724 FAX (0145)28-2755

函館空港出張所 〒042-0952 函館市高松町511 函館空港内

TEL (0138)84-5415

小樽港事務所 〒047-0007 小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎

TEL (0134)33-2460 FAX (0134)25-1736

仙台空港出張所 〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル

TEL(022)383-2302 FAX(022)382-5805

(設置根拠)

農林水産省設置法第8条及び第11条、農林水産省組織規則第124条

(所掌事務)

- (1) 輸出入動物その他の物に対する家畜伝染病予防法の規定による輸出入検査及びこれに基づく措置
- (2) 輸出入動物に対する狂犬病予防法の規定に基づく検査
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置
- (4) 輸出入動物の健康検査
- (5) 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付け
- (6) 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと

(管轄区域)

北海道・東北支所

(指定港) 新千歳空港、稚内港、苫小牧港、室蘭港、釧路港、帯広空港、旭川空港、釧路空港

函館空港出張所

(指定港) 函館空港、函館港 青森空港、八戸港

小樽港事務所

(指定港) 小樽港、石狩湾港

仙台空港出張所

(指定港) 仙台空港、秋田空港、花巻空港、山形空港、福島空港、秋田港、秋田船川港
仙台塩釜港、石巻港、小名浜港

(組 織)

(動物検疫所)----- 北海道・東北支所 ----- 出張所(2)

分室(1) 事務所(1)

(情報公開・個人情報保護窓口)

動物検疫所 総務部 庶務課

〒235-0008 横浜市磯子区原町11-1 TEL (045)751-5921(代) FAX (045)753-3910

〈窓口取扱時間〉

8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0、1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5

(相談・案内窓口)

北海道・東北支所検疫課 TEL (0123)24-6080 FAX (0123)24-6091

(電子申請制度窓口)

NACCS (動物検疫関連業務)

URL <https://webaps.nac6.naccs.jp/dfw/prod/anau/anipas/AOWZ01/OWZ01W020.do>

(モニター制度窓口)

該当なし

農林水産省

〔林野庁〕

北海道森林管理局

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

TEL (011)622-5213 FAX (011)622-5235

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>

旭川事務所	〒070-8550	旭川市神楽3条5丁目3番11号
	TEL (0166)62-6738	FAX (0166)61-6630
北見事務所	〒090-8588	北見市北斗町3丁目11-3
	TEL (0157)23-1215	FAX (0157)26-2144
帯広事務所	〒080-0809	帯広市東9条南14丁目2番地2
	TEL (0155)24-6111	FAX (0155)24-6144
函館事務所	〒040-8533	函館市新川町25番18号 (函館地方合同庁舎6階)
	TEL (0138) 86-6895	FAX (0138) 86-6651
森林技術・支援 センター	〒095-0015	士別市東5条6丁目
	TEL (0165)23-2161	FAX (0165)23-2164
知床森林生態系 保全センター	〒099-4355	斜里郡斜里町ウトロ東番外地 (国設知床野営場内)
	TEL (0152)24-3466	FAX (0152)24-3477
石狩地域森林ふれあい 推進センター	〒064-8537	札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
	TEL (011)622-5114	FAX (011)805-0201
常呂川森林ふれあい 推進センター	〒090-8588	北見市北斗町3丁目11-3
	TEL (0157)23-2960	FAX (0157)26-2144
釧路湿原森林ふれあい 推進センター	〒085-0825	釧路市千歳町6-11
	TEL (0154)44-0533	FAX (0154)41-7305
駒ヶ岳・大沼森林 ふれあい推進センター	〒040-8533	函館市新川町25番18号 (函館地方合同庁舎6階)
	TEL (0138) 86-6895	FAX (0138) 86-6651

(下部機関)

石狩森林管理署	〒064-8537	札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
	TEL (011)622-5111	FAX (011)622-5113
空知森林管理署	〒068-0003	岩見沢市3条東17丁目34番地
	TEL (0126)22-1940	FAX (0126)22-3386
北空知支署	〒074-0414	雨竜郡幌加内町字清月
	TEL (0165)35-2221	FAX (0165)35-2223
胆振東部森林管理署	〒059-0903	白老郡白老町日の出町3丁目4番1号
	TEL (0144)82-2161	FAX (0144)82-2163
日高北部森林管理署	〒055-2303	沙流郡日高町栄町東2丁目258-3
	TEL (01457)6-3151	FAX (01457)6-3152
日高南部森林管理署	〒056-0004	日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6番5号
	TEL (0146)42-1615	FAX (0146)42-1616

留萌北部森林管理署	〒098-3392	天塩郡天塩町新栄通6丁目 TEL (01632)2-1151 FAX (01632)2-1153
留萌南部森林管理署	〒077-0037	留萌市沖見町2丁目71番地1 TEL (0164)42-2515 FAX (0164)42-2517
上川北部森林管理署	〒098-1202	上川郡下川町緑町21番地4 TEL (01655)4-2551 FAX (01655)4-2553
宗谷森林管理署	〒097-0021	稚内市港4丁目6番6号 TEL (0162)23-3617 FAX (0162)23-3615
上川中部森林管理署	〒070-8003	旭川市神楽3条5丁目3番11号 TEL (0166)61-0206 FAX (0166)61-0690
上川南部森林管理署	〒079-2401	空知郡南富良野町字幾寅 TEL (0167)52-2772 FAX (0167)52-2319
網走西部森林管理署	〒099-0404	紋別郡遠軽町大通北4丁目1-1 TEL (0158)42-2165 FAX (0158)42-2168
西紋別支署	〒099-5603	紋別郡滝上町字滝ノ上原野3線北1番地 TEL (0158)29-2231 FAX (0158)29-2242
網走中部森林管理署	〒099-1100	常呂郡置戸町字置戸398-99 TEL (0157)52-3011 FAX (0157)52-3014
網走南部森林管理署	〒099-3642	斜里郡小清水町南町1丁目24番21号 TEL (0152)62-2211 FAX (0152)62-2213
根釧西部森林管理署	〒085-0825	釧路市千歳町6-11 TEL (0154)41-7126 FAX (0154)41-7127
根釧東部森林管理署	〒086-1652	標津郡標津町南2条西2丁目1番16号 TEL (0153)82-2202 FAX (0153)82-2284
十勝東部森林管理署	〒089-3703	足寄郡足寄町北3条2丁目3-1 TEL (0156)25-3161 FAX (0156)25-3164
十勝西部森林管理署	〒080-0809	帯広市東9条南14丁目2番地2 TEL (0155)24-6118 FAX (0155)24-6119
東大雪支署	〒080-1408	河東郡上士幌町字上士幌東3線231 TEL (01564)2-2141 FAX (01564)2-2144
後志森林管理署	〒044-0002	虻田郡倶知安町北2条東2丁目 TEL (0136)22-0145 FAX (0136)22-0106
檜山森林管理署	〒043-1112	檜山郡厚沢部町緑町162-28 TEL (0139)64-3201 FAX (0139)67-2749
渡島森林管理署	〒049-3115	二世海郡八雲町出雲町13-4 TEL (0137)63-2141 FAX (0137)62-2961

(設置根拠)

森林管理局
事務所

農林水産省設置法第26条
森林管理局の事務所に関する訓令（平成16年林野庁訓令第1号）

森林生態系保全
センター 農林水産省組織規則第430条

森林技術・支援
センター 農林水産省組織規則第469条

森林ふれあい
推進センター 治山センター、総合治山事業所、森林放射性物質汚染対策センター及び森林
ふれあい推進センターの設置基準等に関する訓令（昭和33年林野庁訓令第1号）

森林管理署、支署 農林水産省設置法第28条

(所掌事務)

森林管理局

- (1) 管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと。
- (2) 民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること。
- (3) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

事務所

- (1) 森林管理局の所掌事務にかかる国の地方行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること。
- (2) 国有林材を適切に供給するために必要な地域の木材需給等に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (3) その他森林管理局長が指定すること。

森林生態系保全センター

北海道斜里郡斜里町目梨郡における、国有林野に係る生態系の保全の実施に関する事務をつかさどる。

森林技術・支援センター

- (1) 国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に関すること。
- (2) 国有林野を利用して行う民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施に関すること。

森林ふれあい推進センター

国有林野を活用して特定非営利活動法人等が行う自然再生、生物の多様性の保全その他の取組並びに教育職員等が行う森林の有する多面的機能の発揮に関する教育及び学習に対する技術的な指導その他の支援に関する事務を行う。

森林管理署、支署

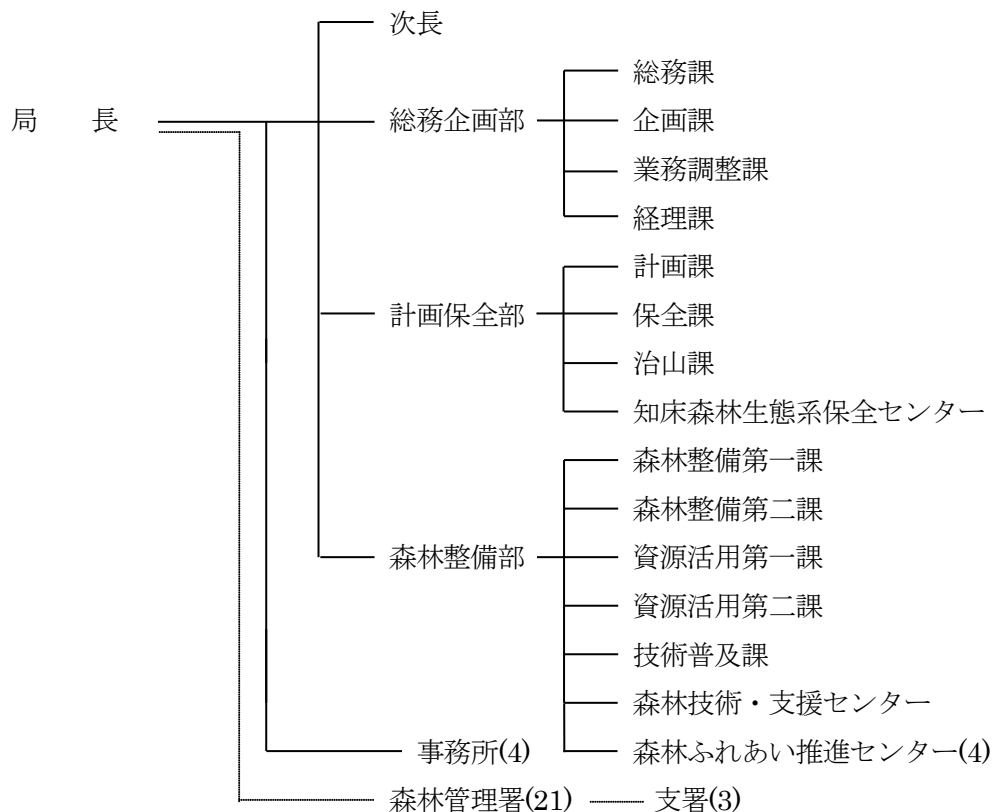
- (1) 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと。
- (2) 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと。
- (3) 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。
- (4) 国有林野を活用すること。
- (5) 国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分を行うこと。
- (6) 森林及び林業に関する知識の普及を行うこと。
- (7) 民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること。
- (8) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと。
- (9) 森林治山事業を実施すること。
- (10) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること。

(管轄区域)

北海道森林管理局 北海道

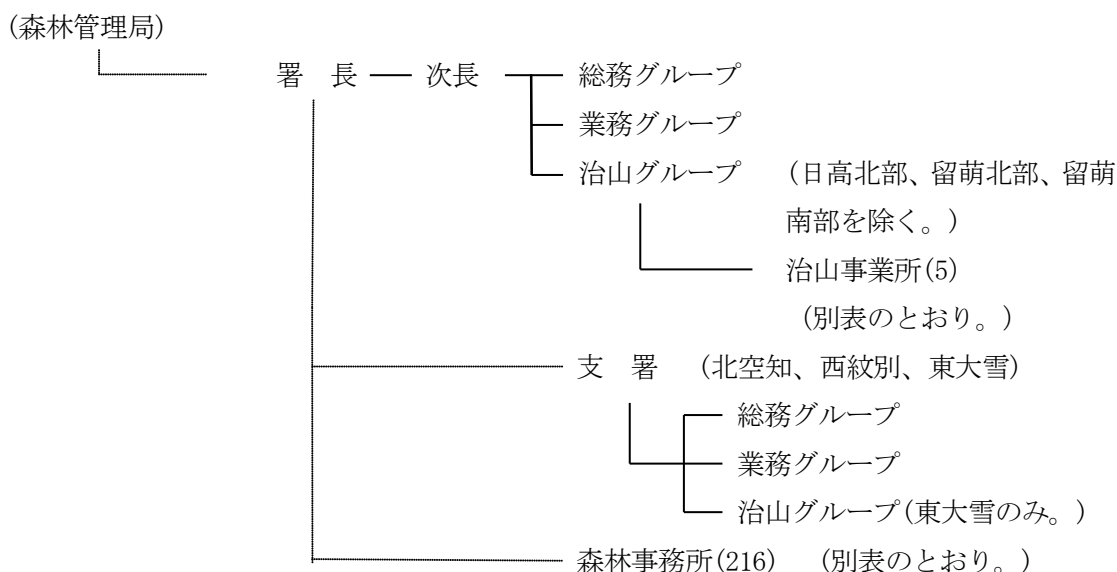
森林管理署等名	管 轄 区 域
石 狩	札幌市、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、積丹郡、古平郡、余市郡
空 知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知郡（上富良野町、中富良野町及び南富良野町を除く。）、夕張郡、樺戸郡、雨竜郡
空知（北空知支署）	（深川市、雨竜郡）
胆 振 東 部	苫小牧市、白老郡、勇払郡（占冠村を除く。）
日 高 北 部	沙流郡
日 高 南 部	新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、日高郡
留 萌 北 部	苫前郡（苫前町を除く。）、天塩郡（豊富町及び幌延町を除く。）
留 萌 南 部	留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡苫前町
上 川 北 部	士別市、名寄市、上川郡（和寒町、剣淵町及び下川町に限る。）、中川郡（幕別町、池田町、豊頃町及び本別町を除く。）
宗 谷	稚内市、宗谷郡、枝幸郡、天塩郡（豊富町及び幌延町に限る。）、礼文郡、利尻郡
上 川 中 部	旭川市、上川郡（和寒町、剣淵町、下川町、新得町及び清水町を除く。）
上 川 南 部	富良野市、空知郡（上富良野町、中富良野町及び南富良野町に限る。）、勇払郡占冠村
網 走 西 部	紋別市、紋別郡
網走西部（西紋別支署）	（紋別市、紋別郡（滝上町、興部町、西興部村及び雄武町に限る。））
網 走 中 部	北見市、常呂郡
網 走 南 部	網走市、網走郡、斜里郡
根 釧 西 部	釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡
根 釧 東 部	根室市、野付郡、標津郡、目梨郡
十 勝 東 部	中川郡（池田町及び本別町に限る。）、足寄郡、十勝郡
十 勝 西 部	帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（幕別町及び豊頃町に限る。）
十勝西部（東大雪支署）	（河東郡（音更町を除く。）、上川郡新得町）
後 志	室蘭市、登別市、伊達市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、有珠郡
檜 山	函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡
渡 島	亀田郡、茅部郡、山越郡、二世郡、瀬棚郡、久遠郡

(組 織)



事務所が、国の地方行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整を行う区域

事務所名	区域
旭川	北海道のうち旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局管内、留萌振興局管内及び宗谷総合振興局管内
北見	北海道のうち、北見市、網走市、紋別市及びオホーツク総合振興局管内
帯広	北海道のうち、帯広市、釧路市、根室市、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内
函館	北海道のうち、函館市、北斗市、室蘭市、登別市、伊達市、渡島総合振興局管内、檜山振興局管内、後志総合振興局管内（積丹郡、古平郡及び余市郡を除く。）及び胆振総合振興局管内（白老郡及び勇払郡を除く）



(別 表) 北海道森林管理局

森林管理署等名	事業所名	森林事務所名
石 狩		厚田、野幌、定山溪、小樽内、簾舞、余市、銀山、赤井川、積丹、恵庭、千歳、支笏、浜益
空 知		岩見沢、由仁、幾春別、夕張、奥主夕張、南部、沼の沢、紅葉山、辺溪、野花南、西芦別、咲別、幌子
北空知支署		幌加内、深川、恵岱別
胆 振 東 部		樽前、白老、竹浦、苫小牧、糸井、穂別、稲里
日 高 北 部		日高、日勝、門別、振内、幌尻、貫気別
日 高 南 部	えりも治山事業所	御園西、御園東、奥静内、奥新冠、若園、東川、西舎、三石
留 萌 北 部		天塩、遠別、西遠別、羽幌、初山別
留 萌 南 部		西幌糠、増毛、達布、古丹別、三溪
上 川 北 部		奥珊瑚、班溪、一ノ橋、風連、佐久、共和、朝日、岩尾内、和寒、士別
宗 谷	鴛泊治山事業所	稚内、利尻、礼文、浜頓別、鬼志別、中頓別、小頓別、枝幸、歌登、豊富
上 川 中 部	層雲峡治山事業所	旭川、西神楽、愛別、美瑛、上川、清川、層雲峡、大函
上 川 南 部		幾寅、落合、金山、占冠、双珠別、富良野、上富良野
網 走 西 部		瀬戸瀬、芭露、上丸瀬布、丸瀬布、滝、生田原第一、生田原第二、安国、白滝、支湧別
西紋別支署		札久留、滝西、北雄、雄柏、上渚滑、紋別
網 走 中 部		置戸、常元、勝山、留辺蘂、瑞穂、温根湯、厚和、富士見、若佐、佐呂間、常呂、日吉、北見、端野

網走南部		網走、東藻琴、小清水、砥草原、清里、川本、青葉、斜里、峰浜、相生、津別
根釧西部		上尾幌、鶴居、真竜、標茶、白糠、右股、滝の上第二、雄別、飽別、阿寒湖畔、弟子屈、美留和、屈斜路、川湯、御卒別
根釧東部		川北、峰浜、羅臼、西春別、養老牛、開陽、落石、別海
十勝東部		足寄、螺湾、上足寄、鳥取、本別、芽登、喜登牛、美利別、糠南、宇遠別、鹿山、陸別、勲禰別、斗満
十勝西部		清水、芽室、八千代、上札内、豊似、広尾、尾田第二、大樹
東大雪支署		上士幌、糠平、三股、新得、屈足、鹿追、ニペソツ、トムラウシ
後志	室蘭治山事業所	京極、留寿都、共和、泊、黒松内、永豊、伊達、大滝
檜山		厚沢部、南館、乙部、上の国、奥湯の岱、奥尻、木古内、知内、上磯
渡島	森治山事業所	八雲、大関、長万部、熊石、森、駒ヶ岳、東瀬棚、若松、今金、白石

(情報公開・個人情報保護窓口)

総務企画部総務課 TEL (011)622-5232

<窓口取扱時間>

8:30～17:15 (土日祝日を除く。)

(相談・案内窓口)

○ご意見・お問い合わせ

URL <https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/inquiry/index.html>

○緑づくり支援窓口

・緑に関する相談 (各種イベントや樹木・草花など)

森林整備部技術普及課 TEL (011)622-5245 (050)3160-6285(IP) FAX (011) 614-2654

・木に関する相談 (木材や森の産物など)

森林整備部資源活用第一課 TEL (011)622-5247 (050)3160-6295(IP) FAX (011)614-2654

<窓口取扱時間>

8:30～17:15 (土日祝日を除く。)

(電子申請窓口)

該当なし

(モニター制度窓口)

○国有林モニター

総務企画部企画課 TEL (011)622-5228 (050)3160-6271(IP) FAX (011)622-5194

<窓口取扱時間>

8:30～17:15 (土日祝日を除く。)

農林水産省

〔水産庁〕 URL <https://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/>

北海道漁業調整事務所

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目（札幌第1合同庁舎）

TEL (011)709-2382 FAX (011)709-2394

（設置根拠）

農林水産省設置法第34条、農林水産省組織令第146条

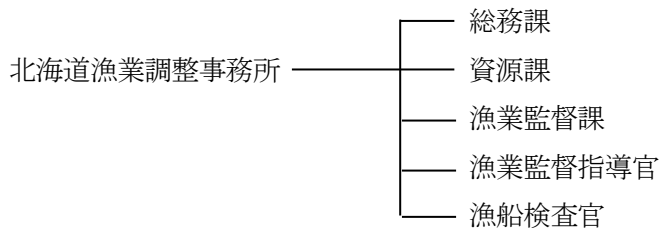
（所掌事務）

- (1) 漁業の取締りその他漁業調整に関すること。
- (2) 沖合底びき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業等の許可に関すること。
- (3) 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。
- (4) 漁船の検査に関すること。
- (5) 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。

（管轄区域）

北海道の地先海面

（組 織）



（情報公開・個人情報保護窓口）

北海道漁業調整事務所総務課

TEL (011)709-2382 FAX (011)709-2394

〈窓口取扱時間〉

9：00～12：00、13：00～17：00

（相談・案内窓口）

北海道漁業調整事務所総務課

TEL (011)709-2382 FAX (011)709-2394

〈窓口取扱時間〉

9：00～12：00、13：00～17：00

（電子申請制度窓口）

該当なし

（モニター制度窓口）

該当なし